

足利市立矢場川小学校『いじめ防止基本方針』

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対称となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

平成25年度 いじめ防止対策推進法より

1 組織的な対応に向けて

- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「児童支援委員会」「いじめ対策委員会」を活用し、早期の解決に向けて組織的に対応します。
- いじめをはじめとする児童指導上の諸問題に関する校内研修または事例検討を、年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

2 いじめ未然防止に向けて

- 「教師がすべきこと、教師にできること」と、「児童自らが獲得していくもの・児童自らが感じとっていきしかないもの」を見極めて、効果的に指導します。
- 児童の「居場所づくり」を行うとともに、児童の「絆づくり」を指導していきます。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、児童の実態に応じて情報機器の適切な使い方について指導します。

3 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃がさないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から児童との信頼関係を深め児童がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 児童、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

4 いじめの早期解決にむけて

- いじめられている児童を徹底的に守り通します。
- いじめられている児童や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつつ、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- 解決した後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。